

2012年3月15日

関係各位

野村ホールディングス株式会社

コード番号8604

東証・大証・名証第一部

**野村ホールディングス、ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ
2015年3月満期ETF償還条項付円建社債(早期償還条項付)の売出しを発表**

野村ホールディングス株式会社(グループCEO:渡部賢一)は、そのグループ会社であるノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ(「NEF」)による、同社保証の2015年3月満期ETF償還条項付円建社債(早期償還条項付)対象証券:日経225連動型上場投資信託(証券コード:1321)の国内売出しの条件を以下の通り決定したと発表した。

＜野村ホールディングス株式会社保証 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ

2015年3月満期ETF償還条項付円建社債(早期償還条項付)

対象証券:日経225連動型上場投資信託(証券コード:1321)の概要＞

- | | |
|------------------|---|
| 1. 売 出 価 格 の 総 額 | 213億円 |
| 2. 売 出 価 格 | 額面金額に対して100.00% |
| 3. 申 込 単 位 | 額面金額100万円 |
| 4. 申 込 期 間 | 2012年3月16日から3月26日まで |
| 5. 国 内 受 渡 期 日 | 2012年3月27日 |
| 6. 対 象 証 券 | 日経225連動型上場投資信託(証券コード:1321) |
| 7. 利 払 日 | 毎年3月26日、6月26日、9月26日、及び12月26日 |
| 8. 利 率 | 年率3.80% |
| 9. 償 還 期 限 | 2015年3月26日 |
| 10. 早 期 償 還 | 早期償還参照価格が早期償還判定日においてトリガー価格以上である場合、本社債の全部(一部は不可)は、NEFにより、かかる早期償還判定日の直後の早期償還日に、その利息とともに早期償還額で自動的に償還される。
トリガー価格＝基礎価格×105% |

この文書は、野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ2015年3月満期ETF償還条項付円建社債(早期償還条項付) 対象証券:日経225連動型上場投資信託(証券コード:1321)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債の売出しであり、本社債については、米国における証券の募集または販売は行われません。

11. 償 還 金 額 満期償還額:

- (i) (a)参照期間中のいかなる本取引所営業日においても、参照価格がノックイン価格を上回っているか、または(b)判定価格が基礎価格以上であると計算代理人が判断した場合:

額面金額100万円につき、100万円

- (ii) (a)参照期間中のある本取引所営業日において、参照価格がノックイン価格以下であり、かつ(b)判定価格が基礎価格未満であると計算代理人が判断した場合:

償還対象受益権償還額(注)

ノックイン価格 = 基礎価格 × 60%

早期償還額:

早期償還参照価格が早期償還判定日においてトリガー価格以上である場合:

額面金額100万円につき、100万円

12. 担 保 ・ 保 証 の 有 無

本社債の元利金その他の支払は、野村ホールディングス株式会社により保証される。

13. 取 得 格 付

本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む)はない。

(注)償還対象受益権償還額とは、日経225連動型上場投資信託(証券コード:1321)の受益権の一定の口数および残余現金額(もしあれば)をいう。

以 上

<問合わせ先>

グループ広報部

金子、山下、菅井、花畑、木村、小林、石崎、戸田 TEL:03-3278-0591

この文書は、野村ホールディングス株式会社保証ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・ブイ2015年3月満期ETF償還条項付円建社債(早期償還条項付) 対象証券:日経225連動型上場投資信託(証券コード:1321)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。また、この文書は、米国1933年証券法(「米国証券法」)上の米国における証券の募集行為ではありません。本社債は米国証券法に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。米国証券法に基づいて登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国における本社債の募集または販売を行うことはできません。本件は、日本における当社の社債の売出しであり、本社債については、米国における証券の募集または販売は行われません。